

6.6 景観

6.6.1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観

(1) 調査結果の概要

1) 主要な眺望点の概況

① 既存資料調査

a. 調査地域

図 6.6-1 に示す、対象事業実施区域から半径約 5 km の範囲とした。

b. 調査期間

令和 5 年 10 月から令和 6 年 9 月までの 1 年間とした。

c. 調査方法

主要な眺望点は対象事業実施区域の周辺の観光地や公園など不特定多数の人が集まる複数の地点を最初に調査し、その中から代表的な眺望点を選定した。

d. 調査結果

対象事業実施区域周辺における眺望点の概況を表 6.6-1 に、眺望点の位置を図 6.6-2 に示す。

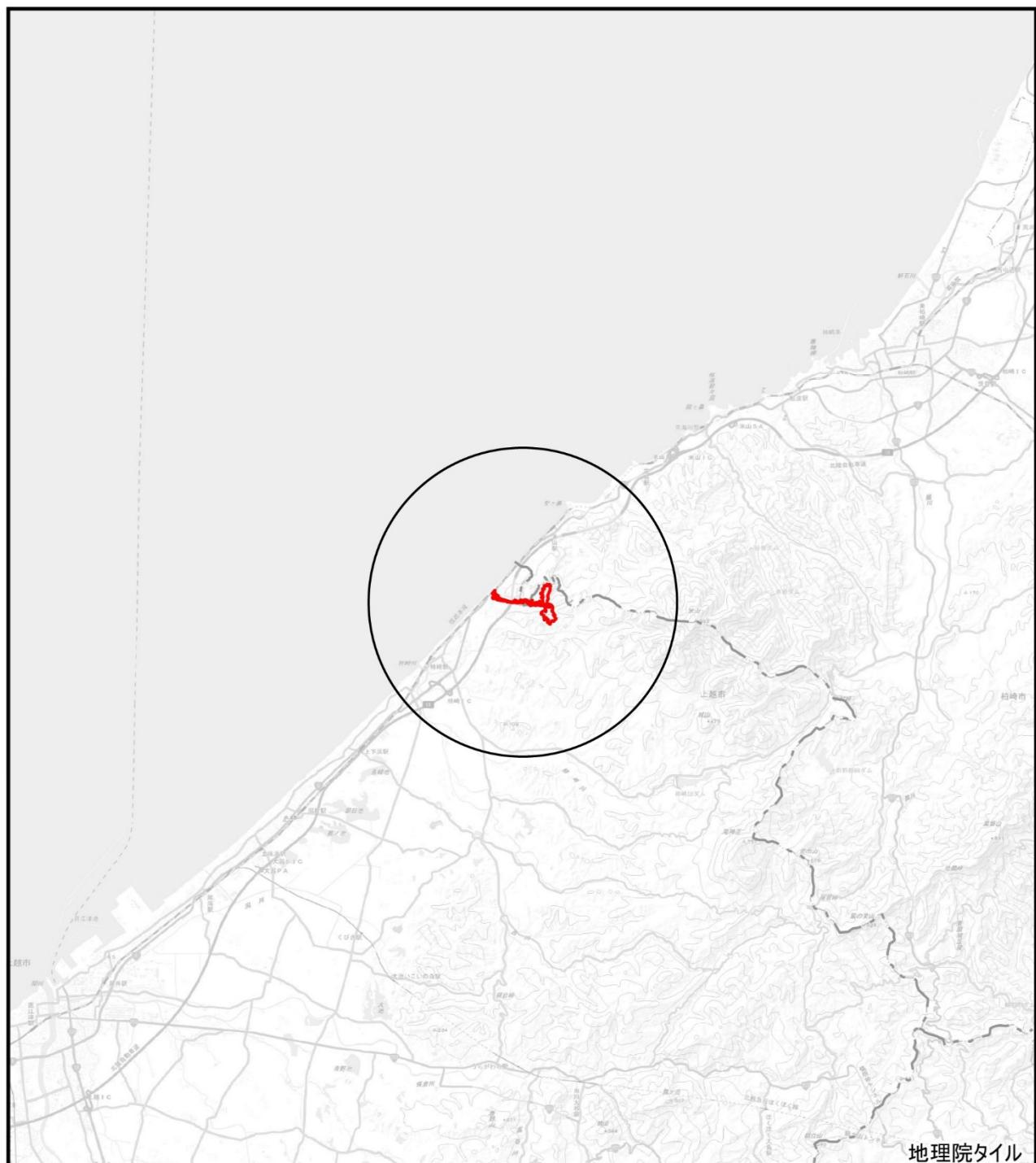
なお、対象事業実施区域内には不特定かつ多数の人が利用する眺望点は存在していない。

表 6.6-1 眺望点の概況

番号	名称	利用形態	概況
1	米山	登山	米山薬師堂を頂点に祀り、豊穣を祈願する米山講中の人たちによって古くから登られてきた。一等三角点の秀麗な山で360度の展望を楽しめ、北西側には雄大な日本海を臨める。
2	大清水観音堂	観光	国指定文化財（有形文化財・建造物）。落雷により焼失したが1560年上杉家により再建された。内部には太さ日本一の「萩の柱」があり、銘のある肘木も国的重要文化財に指定されている。
3	米山海水浴場	レク	米山福浦八景の一つでもある聖ヶ鼻の真下にある海水浴場で、のどかな雰囲気が漂う。近くには俳人芭蕉が宿したわらや跡があり、旧北国街道の面影を偲ぶことができる。
4	聖が鼻	観光	上杉謙信の狼煙場だった旗持山の裾が海にせり出した鼻の先端からは、変化に富んだ海岸が一望できる。また、駐車場から「海」・「夕日」・「電車」による美しい情景を見ることができる。
5	旗持城跡	登山	日本海に面した独立丘陵城山（標高366m）に築かれた山城で、急峻な断崖で周囲を囲まれた自然の要害を利用して築かれた堅固な城砦。
6	上輪海水浴場	レク	駐車場がすぐそばにあり利便性の高い海水浴場。海水浴場からは国道 8 号線に架かる上輪と胞姫（よなひめ）大橋を見上げることができ、美しいアーチ橋を楽しむこともできる。
7	笠島海水浴場	レク	漁師町独特の磯の香りがする情緒たっぷりの海水浴場。ほのぼのとしていて家族連れに人気がある。小さいビーチだが、波があまり立たないので、まだ小さい子どもでも安全に遊べる。

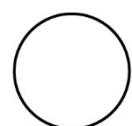
注) 表中の番号は図6.6-2に対応する。

出典：にいがた観光ナビ（新潟県公式観光情報サイト）他



凡 例

図 6.6-1 景観調査範囲図



： 景観調査範囲

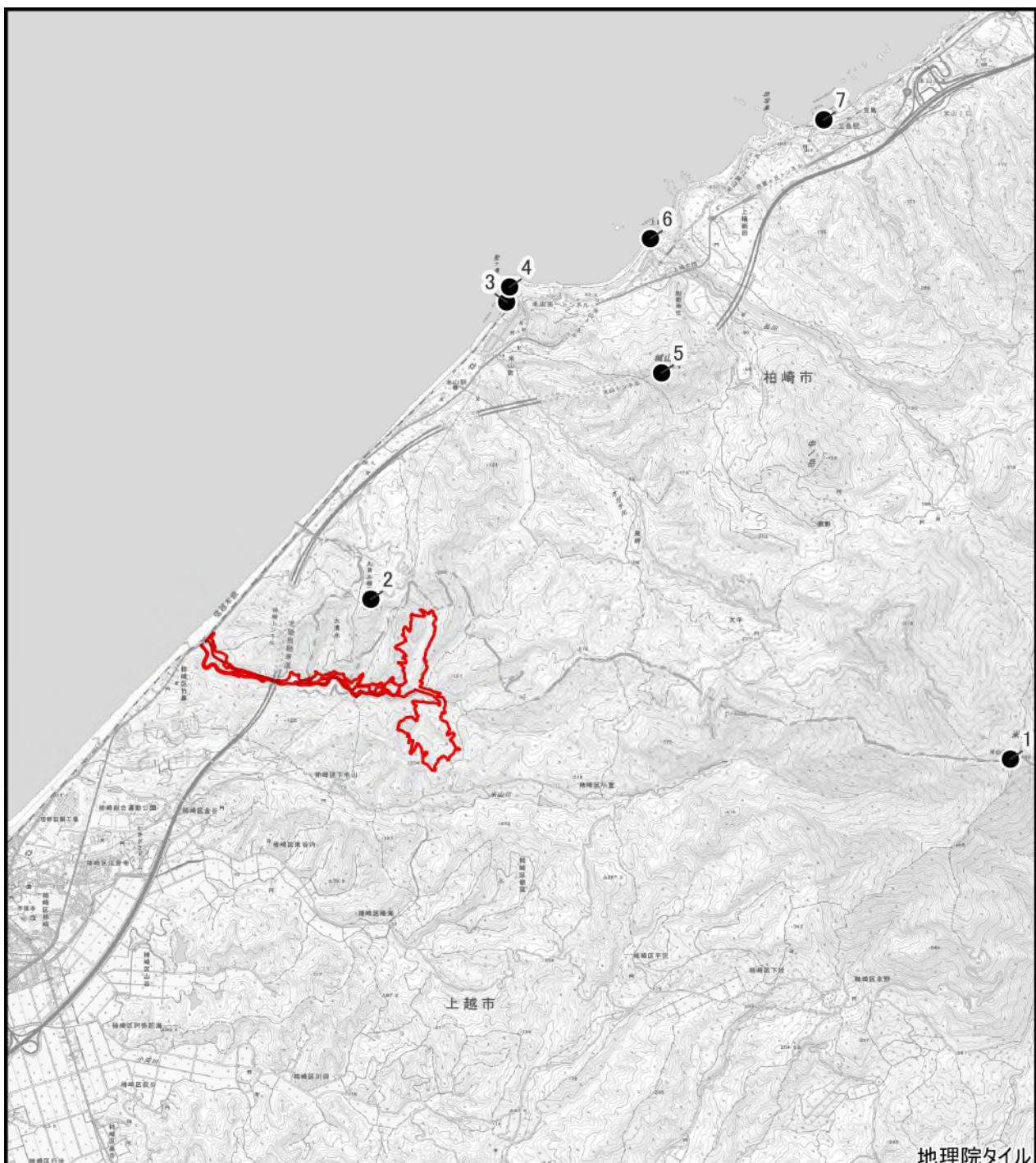


対象事業実施区域



1:200,000

0 2500 5000 7500 m



凡 例

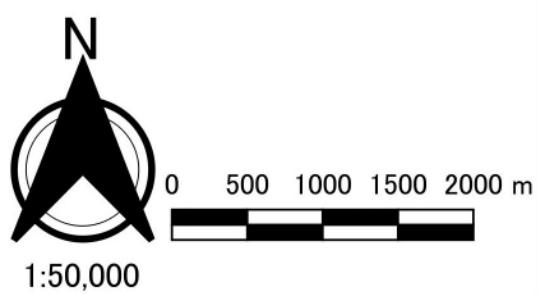
- 主要な眺望点

図中の番号は表 6.6-1 に対応する。



対象事業実施区域

図 6.6-2 眺望点の位置図



② 現地調査

a. 調査地域

図 6.6-1 に示した、対象事業実施区域から半径約 5 km の範囲とした。

b. 調査地点

図 6.6-2 に示した、既存資料調査において整理された眺望点とした。

c. 調査期間

令和 6 年 8 月から 9 月とした。

d. 調査方法

資料調査において整理された主要な眺望点から対象事業実施区域が視認可能か否か、その見え方等を確認した。十分視認できた地点からの景観を主要な眺望景観として、その眺望状況を整理した。

e. 調査結果

眺望点からの眺望状況を表 6.6-2 及び図 6.6-3 に示す。

東へ約 5 km 離れた米山からは、対象事業実施区域が位置する谷を十分視認することができるため、米山を主要な眺望点として抽出した。

表 6.6-2 眺望点からの眺望状況

番号	名称	視認可否	眺望の状況
1	米山	○	米山山頂からは対象事業実施区域の一部を視認することができる。また、登山道の一部からも山頂より視認範囲は狭まるが対象事業実施区域の一部を視認することができる。
2	大清水観音堂	×	大清水観音堂の南東側にある山林に遮られ、対象事業実施区域を視認することはできない。また、搬入路側の視界は開けているが手前の山林に遮られ、搬入路を視認することはできない。
3	米山海水浴場	×	米山町の住宅地及び米山町の南側から米山へ続く丘陵に遮られ、対象事業実施区域を視認することはできない。
4	聖が鼻	×	米山町の南側から米山へ続く丘陵に遮られ、対象事業実施区域を視認することはできない。
5	旗持城跡	×	米山から日本海へと続く丘陵に遮られ、対象事業実施区域を視認することはできない。
6	上輪海水浴場	×	城山（旗持山）から聖が鼻まで続く尾根に遮られ、対象事業実施区域を視認することはできない。
7	笠島海水浴場	×	笠島の住宅地や斜面に遮られ、対象事業実施区域を視認することはできない。

注) 表中の番号は図 6.6-2 に対応する。



図 6.6-3 (1) ① 米山からの眺望状況（山頂）



図 6.6-3 (1) ② 米山からの眺望状況（登山道）



図 6.6-3 (2) 大清水観音堂からの眺望状況



図 6.6-3 (3) 米山海水浴場からの眺望状況



図 6.6-3 (4) 聖が鼻駐車場からの眺望状況

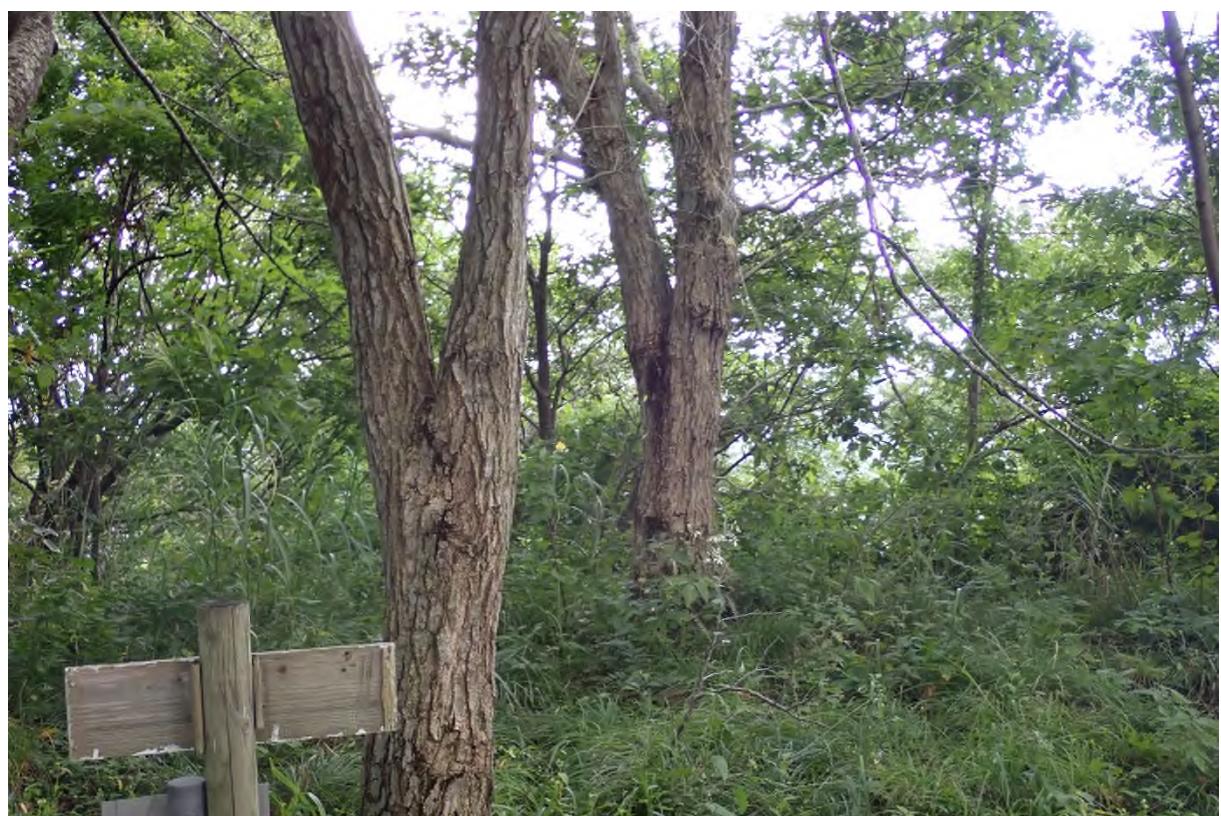


図 6.6-3 (5) 旗持城跡からの眺望状況



図 6.6-3 (6) 上輪海水浴場からの眺望状況



図 6.6-3 (7) 笠島海水浴場からの眺望状況

2) 景観資源の状況

① 既存資料調査

a. 調査地域

対象事業実施区域の周辺地域とした。

b. 調査地点

対象事業実施区域の周辺とした。

c. 調査期間

令和5年10月から令和6年9月までの1年間とした。

d. 調査方法

地形図、都市計画白図、観光パンフレット等から景観資源としての土地利用、河川、池、神社、史跡等を抽出した。

e. 調査結果

対象事業実施区域周辺の主要な景観資源を表6.6-3及び図6.6-4に示す。

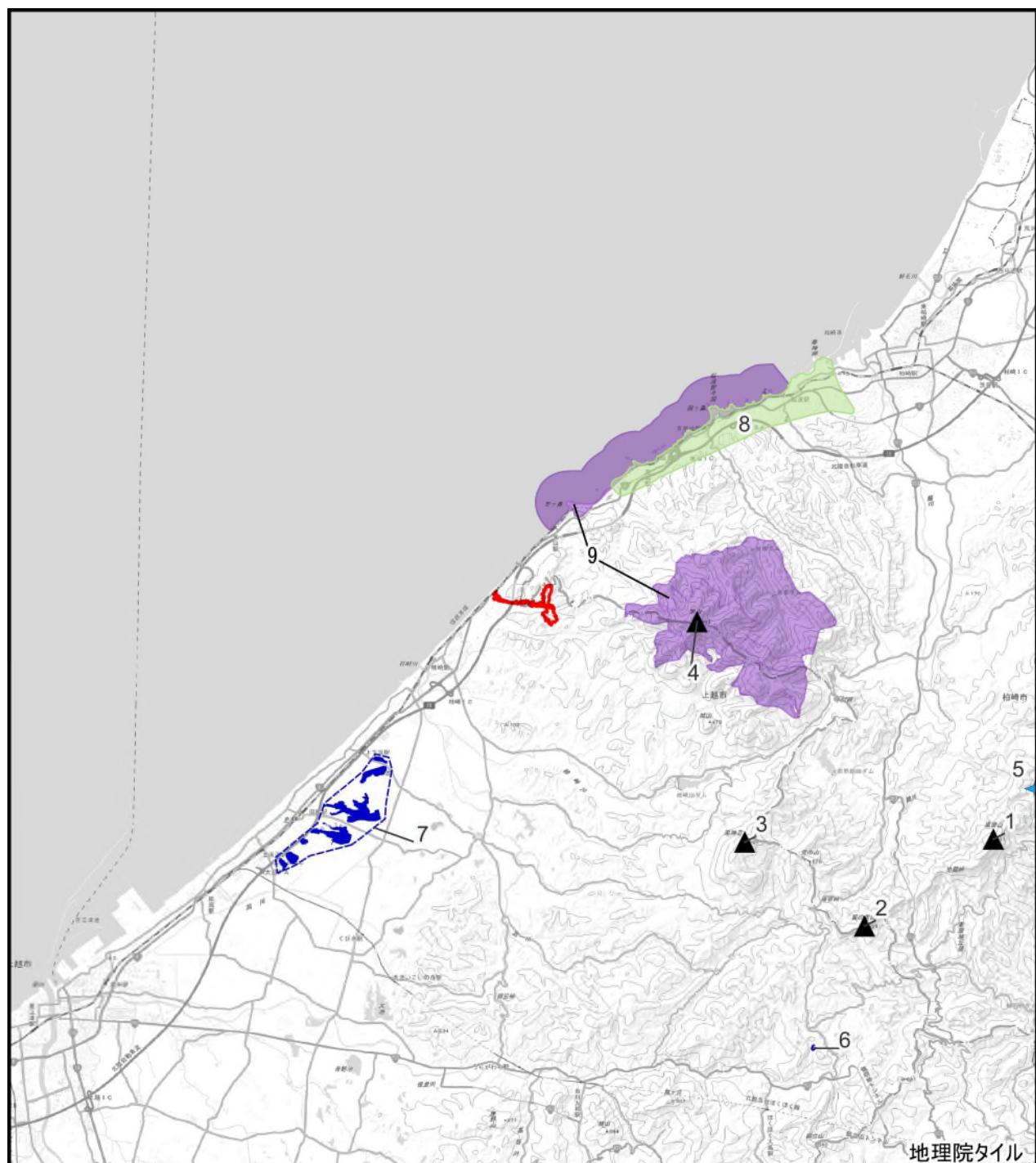
「第3回自然環境保全基礎調査」(平成元年 環境庁)によると、対象事業実施区域における優れた自然景観資源として、米山～黒姫山にかけての山地や米山福浦八景などがあげられているが、いずれも対象事業実施区域からは離れて位置している。

表 6.6-3 対象事業実施区域周辺の主な景観資源

番号	名称	概要
1	黒姫山	黒姫山には美しいブナ林が点在しており、山頂には機織の神を祀った鶴川神社がたたずんでいる。柏崎から手軽なハイキング登山を楽しめる山として人気がある。清水谷コースの入口は、春には千本の八重桜が咲き乱れ「谷川新田の千本桜」と呼ばれ観光スポットにもなっている。
2	鷲の巣山	上越市大島区と柏崎市の境にある標高624mの山。
3	尾神岳	尾神岳は古くは山岳信仰の山であったが、現在ではスカイスポーツが有名である。山頂付近のパノラマハウスから広がる景観はとても美しく、山頂より東側の林道沿いの天然ブナの単一林で森林浴、トレッキングも楽しめる。
4	米山	柏崎市と上越市柿崎区の境に位置する標高993mの山。米山薬師堂を頂点に祀り、豊穣を祈願する米山講中の人たちによって古くから登られてきた。一等三角点の秀麗な山で360度の展望を楽しめ、北西側には雄大な日本海を臨むことができる。
5	御滝	鯖石川の西岸、黒姫山の東側斜面を流れる鬼沢川にある滝。
6	小海の池	「不動明王こつ然として池の淵に出現し給わった」といういわれのある小海の池は、水面18,000平米の自然池で底なしと言わわれている。池の主として体長1mほどの鯉が棲んでいると言い伝えられている神秘の池。
7	頸城湖沼群	長峰池、坂田池、天ヶ池、蜘蛛ヶ池など、周囲の砂丘からの湧水によって涵養されている湿地で、それぞれの湖沼に貴重な植物が生育している。
8	米山福浦八景	柏崎市の北西部には、佐渡弥彦米山国定公園に含まれる風光明媚な岩礁地が見られる。番神岬から聖が鼻までの約12キロメートルの海岸は、日本海の荒波に浸蝕された海岸が続々、中でも特に美しい八つの景観を「米山福浦八景」と呼んでいる。
9	佐渡弥彦米山国定公園 (米山地区)	新潟県の米山、弥彦山地と対岸の佐渡島を区域とする国定公園。1950年指定。面積294.64km ² 。米山地区では米山のほか、福浦八景などの海岸景勝地などがある。

注) 表中の番号は図6.6-4に対応する。

出典：第3回自然環境保全基礎調査（平成元年、環境庁）他



凡 例

▲ 非火山性孤峰

◆ 滝

■ 湖沼

■ 海成段丘

■ 国定公園

図中の番号は表 6.6-3 に対応する。

図 6.6-4 景観資源の分布状況

出典：第3回自然環境保全基礎調査 新潟県自然環境情報図

□ 対象事業実施区域



1:200,000

0 2500 5000 7500 m

3) 主要な眺望景観の状況

① 現地調査

a. 調査地域

図 6.6-1 に示した、対象事業実施区域から半径 5 km の範囲とした。

b. 調査地点

1) 主要な眺望点の概況 ② 現地調査において抽出された主要な眺望点である米山とした。

c. 調査期間

- ・夏季：令和 5 年 8 月 10 日
- ・秋季：令和 6 年 10 月 24 日

d. 調査方法

写真撮影を行い、眺望の状況を整理した。写真撮影には、デジタル一眼レフカメラを使用し、人間の視野に近い 50mm 相当の焦点距離で撮影を行った。

e. 調査結果

主要な眺望景観の状況を図 6.6-5 及び図 6.6-6 に示す。



図 6.6-5 (1) 米山山頂からの眺望景観（撮影日：令和 5 年 8 月 10 日）



図 6.6-5 (2) 米山山頂からの眺望景観（撮影日：令和 5 年 10 月 24 日）



図 6.6-6 (1) 米山登山道からの眺望景観（撮影日：令和 5 年 8 月 10 日）



図 6.6-6 (2) 米山登山道からの眺望景観（撮影日：令和 5 年 10 月 24 日）

(2) 予測及び評価の結果

1) 最終処分場の存在

a. 予測地域

影響を及ぼす範囲として設定した対象事業実施区域から半径 5 kmの範囲及びその周辺とした。

b. 予測対象時期

ア) 主要な眺望点及び景観資源の改変の程度

対象事業実施区域における造成が終了した時期とした。

イ) 主要な眺望景観についての改変の程度

施設の供用開始時とした。

c. 予測手法

ア) 主要な眺望点及び景観資源の改変の程度

地形図と事業計画のそれぞれの位置の重ね合わせにより直接的な影響の予測を行った。

イ) 主要な眺望景観についての改変の程度

主要な眺望点から撮影した現況の眺望景観に、施設の完成予想図を合成するフォトモンタージュにより完成後の眺望景観後の眺望景観等を視覚的に表現した。

d. 予測結果

ア) 主要な眺望点及び景観資源の改変の程度

図 6.6-2 及び図 6.6-4 に示したように、主要な眺望点及び景観資源は対象事業実施区域外にあることから影響はないものと予測される。

イ) 主要な眺望景観についての改変の程度

主要な眺望点から撮影した現況の眺望景観に、施設の完成予想図を合成するフォトモンタージュにより完成後の眺望景観を視覚的に表現した。主要な眺望景観のフォトモンタージュを図 6.6-7 及び図 6.6-8 に、眺望景観の変化の状況を以下に示す。

米山山頂からは、手前に広がる山地の向こう側に日本海が眺望できる。また、左手には柿崎区の市街地を望むことができる。

施設完成後は、埋立地や搬入路の法面が、山地の谷斜面を中心に出現するが、地形改変の範囲を必要最小限にとどめ、地形改変部分については周辺地域の景観と調和するような植栽・色彩に配慮すること、現況においても周辺にある森林の中に草地が点在していることから、施設の完成後における違和感は少ないと考えられる。

また、米山登山道も米山山頂と概ね同様な眺望となっているが、米山登山道の眺望点は西側に 100m程度下った谷間にあるため、手前の尾根に隠れて、米山山頂と比べ改変区域を視認できる範囲は狭くなっている。

【現況】



【施設完成後】



図 6.6-7 (1) 米山山頂からの眺望景観の変化（夏季）

【現況】



【施設完成後】



図 6.6-7 (2) 米山山頂からの眺望景観の変化（秋季）

【現況】



【施設完成後】



図 6.6-8 (1) 米山登山道からの眺望景観の変化 (夏季)

【現況】



【施設完成後】



図 6.6-8 (2) 米山登山道からの眺望景観の変化（秋季）

e. 環境保全措置

本事業の実施にあたっては、事業者として実行可能な範囲内でできる限り環境への影響を回避・低減させるため、以下に示す環境保全措置を実施する。

- ・施設の形態・意匠は違和感のないまどまりのあるものとする。
- ・周辺地域の景観と調和するよう植栽や色彩に配慮する。
- ・施設周辺における残存森林の確保及び搬入路法面の緑化等を実施する。
- ・造成法面については植物の自然侵入を基本とした緑化に努めることとし、景観の変化を最小限にする。
- ・植物の自然侵入が不足する場合は周辺で採取した種子から育成した種苗の導入を検討する。

f. 評価の結果

ア) 実行可能な範囲の回避・低減に係る評価

地形の改変後の土地及び施設の存在に伴う景観への影響を低減するため、「e. 環境保全措置」に示す環境保全措置を実施する。

これらの措置を講じることにより、地形の改変後の土地及び施設の存在に伴う景観への影響は低減されることから、実行可能な範囲内で回避・低減が図られるものと評価する。